

ラフテレーンクレーンの転倒事故が発生

～ 重機の転倒は人命に直結、企業の存続にも影響 ～

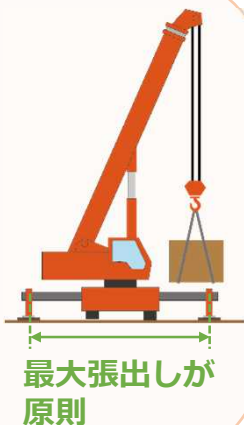


1月下旬、橋梁上部工事の現場において、資材吊り上げ作業時に70tラフテレーンクレーンが転倒する事故が発生しました。幸い、人身事故には至りませんでした。ひとつ間違えれば、人命が失われる等の大事故となる事案です。今一度、移動式クレーンをはじめとした**重機の取り扱い、作業について確認し、安全確保を徹底しましょう。**



アウトリガーは最大張出しが原則（クレーン則70条の5）

- つり上げ作業を行う場合、機体をできるだけ水平に保つことが重要です。**アウトリガーは平坦で堅固な場所に最大限に張出す**ようにしましょう。
- アウトリガーの張出し箇所の地耐力が不足していると、ジャッキフロートが沈んで転倒する恐れがあります。やむを得ず**地耐力が弱い箇所で作業する時には、荷重を分散する敷板で養生する**など対策を講じましょう。
- 補強を目的に捨てコンを打設した場合など、丈夫そうに見えてもジャッキフロートが捨てコンを突き抜けてしまうことがあります。**作業計画を策定する際には、必ず車体とつり荷を十分に支持できる地盤であることを確認**しましょう。
- アウトリガーを最大張出しできない場合は、**張り出し状態に応じたつり上げ能力を確認し、能力に応じた吊荷重量を厳守**しましょう。

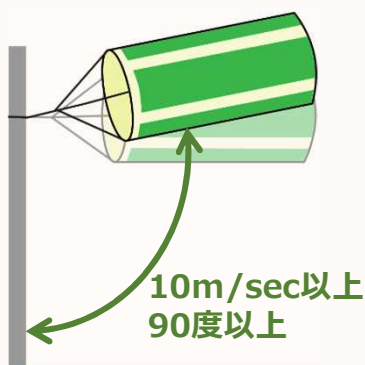


吊り上げ性能をしっかりと確認

- 例えば吊り上げ荷重が5tだからといって、いつでも5tの荷を吊ることが可能なわけではありません。**ジブの長さや傾斜角度によって吊り上げられる荷重は変化**します。
- 「吊り上げ荷重」と「定格荷重」の違い、および性能曲線を理解し、**能力を超えた作業を絶対にしない**ようにしましょう。（詳しくはあんぜん第306号。令和2年2月号を参照）
- **安全装置の取り外しや機能を失わせたり、無視することは厳禁**です。作業中は、常に稼働していることを確認しましょう。
- 作業前に**作業関係者全員に吊荷重量、数量、降ろす場所など、作業方法を周知**しましょう。

強風にも注意

- 移動式クレーンの転倒事故は、クレーンのジブやつり荷が風にあおられてバランスを崩すことでも生じます。**風が吹く時は転倒の危険**がありますので、**作業を中止する判断を早め**に行いましょう。
- 強風(10m/sec以上)の時は作業禁止が定められています。(クレーン則74条の3・74条の4)
 - ①強風とは10分間の平均風速が10m/sec以上の風のこと。
 - ②吹流しでは、支柱に対し角度90度で全体が揺れている状態が10m/sec以上。
※吹流しは計測器ではないので、傾斜角がそのまま風速を示しているとは考えず、あくまで風の傾向を判断する参考にしましょう。



そのほかの目視による推定法

砂埃がたち、紙片が舞い上がる 小枝が動く	5.5-7.9m/sec
葉がある低木が揺れ始める 池や沼の水面に波頭がたつ	8.0-10.7m/sec
大枝が動く 電線が鳴る	10.8-13.8m/sec

送電線との放電事故が立て続けに発生

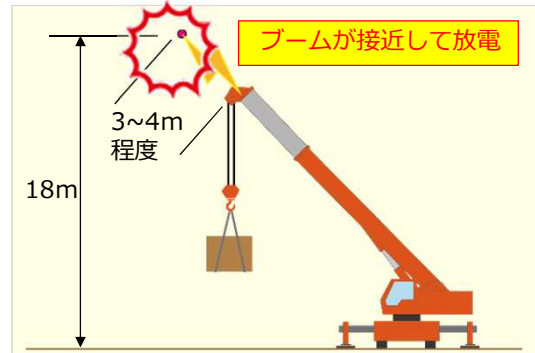
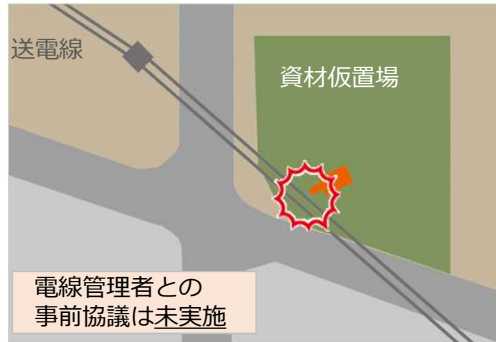
～ 電線への接近防止措置は確実にいきましょう ～



昨年12月から今年1月にかけて、送電線に接近しすぎたことにより放電が発生する事故が2件続けて発生しました。放電事故は、停電等の社会的影響を与えるだけでなく、作業員自身も感電により最悪、死亡するケースもあります。**作業を行う前に電力会社と事前協議を行い、関係作業員に感電の危険性と作業手順を周知徹底**しましょう。

【事故概要】 場所打ち杭に使用する鉄筋かごの加工・組立作業を資材仮置き場にて行うため、25tラフテレーンクレーンを使用し、資材の荷下ろし作業を行っていたところ、**クレーンのブームが送電線に接近しすぎたことで放電が生じ、約1分間の電圧低下が生じた。**

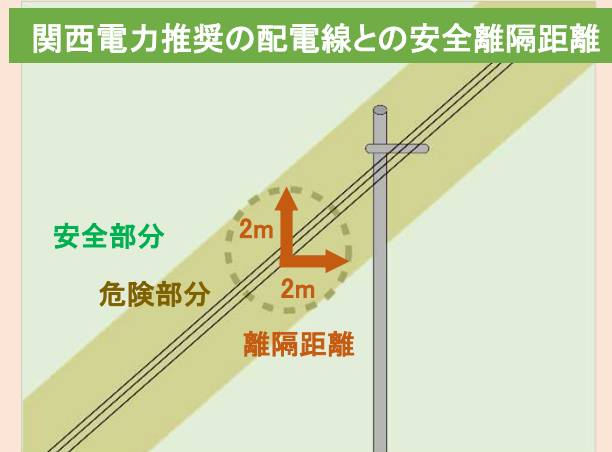
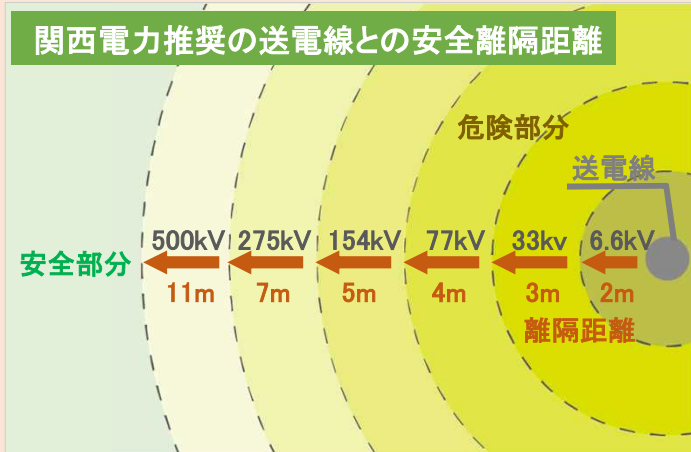
【主な要因】 **仮置き場での荷下ろしを「軽微な作業」と判断、送電線管理者との事前協議を怠り、送電線との離隔を十分に確保できていなかった。**



接近防止のため、防護施設と注意標識類を設置しましょう



- 送電線・配電線との離隔距離は労働基準局通達で具体的に示されており、**目測誤差およびクレーン操作特性を考慮した電力会社推奨の安全離隔距離が設定**されています。



- 風により重機のフックや電線が揺れることも考慮して、**確実に離隔距離を保つ**ようにしましょう。
- 重機オペレーターや合図者は積み荷に気を取られ電線に対する注意がおろそかになったり、離隔距離の目測を誤ったりすることがあります。必要に応じて、**離隔距離を保つために専任の監視員を配置**しましょう。
- 施工に先立ち現地調査を実施し、架空線の種類、位置（場所、高さなど）を確認し、**管理者との立会い・協議を徹底**しましょう。協議内容が変更になった場合には**管理者に連絡**をしましょう。
- 仮置き場での作業であることだけで軽微な作業と判断せず、**架空線に近接した作業では必ず管理者に立会い・協議**を求めましょう。
- 配電線近くで作業を行う前には**防護カバーの取り付けを依頼するとともに、防護カバーの取り付け後も安全な離隔距離を確保**しましょう。



建設業年度末労働災害防止強調月間 令和3年3月1日~31日

主唱：建設業労働災害防止協会 後援：厚生労働省、国土交通省

さまざまな作業が輻輳する年度末です、安全対策と作業確認をしっかりと行い、無事故・無災害で新年度を迎えましょう。